

社会福祉法人円周福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人円周福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とし、役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とし、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与等支給規程第7条第2項の規定に準じて支給する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等に対しては、会議等に出席した場合、費用弁償相当額として一律3,000円を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成16年7月26日より適用する。

附 則

この規程及び付属別表は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長・理事	月額 200,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
法人・施設業務のための出勤	半日 5,000 円 一日 10,000 円 月額 200,000 円を限度とする。

(2) 監事

	日 額
監事監査業務及び法人・施設業務のための出勤	半日 5,000 円 一日 10,000 円 月額 200,000 円を限度とする。